

# 法令等遵守(コンプライアンス)態勢

紀陽フィナンシャルグループの法令等の遵守態勢として、金融商品の勧誘に関する方針、個人情報保護、内部統制報告制度への対応、利益相反管理方針についてお知らせいたします。

紀陽フィナンシャルグループでは、高い倫理観をもち、コンプライアンスを重視する企業風土を醸成していくことを経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則った、誠実かつ公正な企業活動に取り組んでおります。

組織としては、グループ内の各社が紀陽フィナンシャルグループの法令等遵守に関する基本方針を自社の規程として採択したうえで、各社が法令等遵守規程を制定し、連携して対応する態勢を構築しております。

具体的な取り組みとしては、職員のコンプライアンス意識の高揚を図るため、グループの中核である紀陽銀行において、各年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を制定し、コンプライアンス態勢の強化に取り組むとともに、コンプライアンス研修の実施やコンプライアンス・オフィサーによる法令等遵守状況のモニタリングなどにより、コンプライアンスに関する知識の涵養と意識の醸成に努めております。

## 金融商品の勧誘に関する方針

紀陽銀行では、「金融商品の販売等に関する法律」に則り、「金融商品の勧誘に関する方針」を定めております。

お客さまへの金融商品の販売にあたっては、お客さまのご希望やニーズに合った商品を提供し、常にお客さまにご満足いただけるよう努めてまいります。

### 金融商品の勧誘に関する方針(紀陽銀行)

当行は、「金融商品の販売等に関する法律」第9条(勧誘方針の策定等)に則り、お客さまへの金融商品の勧誘にあたっては、下記の事項を遵守します。

記

1. お客さまの知識、経験、財産の状況及び金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、お客さまのご意向と実情に適した商品をお勧めします。
2. 商品の選択や購入については、お客さまご自身の判断と責任においてお決めいただきます。その際に、お客さまが理解ならびに判断されるために必要な商品内容(商品のリスクなど)の情報を提供するとともに、適切かつ十分な説明を行います。
3. お客さまに対し、不確実な事項について断定的な判断の提供を行いません。また、誤解を招くような情報や事実と異なる情報を提供して勧誘を行いません。
4. お客さまの意思に反する不都合な時間帯、ご迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品販売法のほか、金融商品取引法、銀行法および関係法令等を確実に遵守し、適正な勧誘を行うとともに、役職員は質の高い金融サービスを提供できるよう知識の習得に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご照会等については、適正な対応に努めます。

以上

当行は、確定拠出年金制度の運営管理業務を行うにあたって、確定拠出年金法に定める「企業型年金に係る運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくはその変更」に関しまして、この勧誘方針を準用することといたします。

## 個人情報保護について

紀陽フィナンシャルグループでは、個人情報の保護に関する法律および関係法令等を踏まえ、個人情報の適切な保護と利用を実施しています。

また、グループ内の各会社は、それぞれ個人情報保護に関してプライバシーポリシー(個人情報保護宣言)を定めており、個人情報の利用目的および個人番号の利用目的とともに公表しています。

### 紀陽銀行のプライバシーポリシー

- 当行は「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守します。
- 当行は、お客様の個人情報を、公表している当行の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的で利用しません。
- 当行は、個人データの安全管理には最大の注意を払い、情報漏えいの防止に努めます。
- 当行は、個人情報取扱に関してお客様からいただくご意見・ご要望等を誠実に検討し、適切な改善を継続的におこなってまいります。

## 内部統制報告制度への対応について

紀陽銀行では、紀陽フィナンシャルグループにおける財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、適正な財務報告の作成を最重要事項とした、管理態勢を整備しております。

各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務報告が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる可能性のある統制上の要点を継続的に評価し、必要な改善を行うことで、財務報告の信頼性を確保してまいります。

### ◆内部統制報告制度とは

金融商品取引法により、財務報告の信頼性を確保するための内部統制が有効に整備され、適用されているかを経営者が評価したうえで「内部統制報告書」として提出し、その評価結果の妥当性を公認会計士等が監査を行うことが義務付けられたものです。

## 利益相反管理方針について

紀陽銀行は、銀行関連業務または金融商品関連業務に関して、お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反管理方針を定めております。

### 利益相反管理方針の概要

紀陽銀行（以下「当行」）は、お客さまと当行または当行の関連会社（連結決算対象の子会社および子法人をいい、以下、当行と合わせて「当行グループ」といいます。）との間、および当行グループのお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関して、法令等に従い、お客さまの利益が不当に害されることがないように適切に業務を遂行します。

#### 1.利益相反の内容

利益相反とは、当行グループが、お客さまとの間の契約上または信義則上の義務（以下、「信認義務」といいます。）に反して、お客さまの不利益のもと当行グループまたは他のお客さまが利益を得ている状況をいいます。

#### 2.利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方法

当行では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（対象取引）として、以下の①および②の両項目に該当するものを管理します。

- ①お客さまの不利益のもと、当行グループまたは当行グループの他のお客さまが利益を得ている状況が存在すること。
- ②①の状況がお客さまとの間の信認義務に反すること。

当行では、お客さまとの取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客さまから当行グループが適法に入手した情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括部署（管理責任者）により、下記3.に掲げる類型をもちいて適切な特定を行います。

#### 3.利益相反のおそれのある取引の類型

当行では、利益相反のおそれのある取引の特定を適切に行うため、次のように類型化しています。

自己取引型	信認義務が生じているお客さまを相手方とする取引
双方代理型	信認義務が生じているお客さまの取引相手の側に立つ取引
競合取引型	信認義務が生じているお客さまの取引相手との間の、当該お客さまと競合する取引
情報利用型	当行グループがお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当行グループが利益を得る取引

#### 4.利益相反管理の方法

当行では、利益相反取引等の個別具体的事情に応じて、次に掲げる方法その他の方法を適切に選択し、または組み合わせることにより、お客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反の管理を行います。

- ①お客さまに対して利益相反状況の説明（情報開示を含みます。）を行い、当該お客さまから同意を取得する方法
- ②情報隔壁の設置等により、対象取引等を行う部署とお客さまとの取引等を行う部署を分離する方法
- ③部署の分離にかかわらず利益相反関連情報を共有する者を監視する方法
- ④対象取引等およびお客さまとの取引等の一方または双方の条件または方法を変更する方法
- ⑤対象取引等およびお客さまとの取引等の一方または双方を中止する方法

#### 5.利益相反管理の体制

当行では、利益相反の管理を適切に行うため、営業部署から独立した利益相反管理責任者を設置し、その指揮・監督のもと、利益相反管理部署が一元的に利益相反を管理します。利益相反管理部署は、当行グループの情報集約、利益相反取引等の特定、管理方法の選択、定期的な検証、役職員に対する研修その他利益相反を適切に管理するための体制を整備します。

#### 6.利益相反管理の対象となる当行グループの範囲

利益相反管理の対象となるのは、当行および以下に掲げる当行の関連会社です。

- ・紀陽リース・キャピタル株式会社